

西福ま発第110号
平成28年12月9日
(2016年)

指定(介護予防)訪問介護事業者 代表者 様
指定(介護予防)通所介護事業者 代表者 様

西宮市 福祉のまちづくり課長

介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う定款等の変更について(通知)

平素より、介護保険事業の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を開始します。

これに伴い、指定介護予防訪問介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者のうち、みなし指定を受けた事業者又は平成29年4月1日に総合事業の指定を受ける事業者におきまして、定款等の変更が必要となりますので、下記のとおり通知します。

なお、本市の被保険者以外で、他市町村の被保険者が利用している場合は、指定等に関する手続は、本市とは別に、保険者である当該他市町村にお問い合わせください。

記

1. 定款の記載について

総合事業に関する事項を追加する場合は、本市への変更等の届出は不要です。

(1) 定款について

対象サービス	記載例
予防専門型訪問サービス	介護保険法に基づく第1号訪問事業
家事援助限定型訪問サービス	介護保険法に基づく第1号事業
予防専門型通所サービス	介護保険法に基づく第1号通所事業
	介護保険法に基づく第1号事業

※ 「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」については、平成30年3月31日まで実施する可能性があるため、それまでは削除しないでください。

※ 定款変更の記載例が全ての法人に当てはまるわけではありませんので、所管する行政機関に変更についてご確認ください。

※ 「老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業」は第1号訪問事業が、「老人福祉法に規定する老人デイサービス事業及び老人デイサービスセンター」は第1号通所事業が含まれますので、既に定款に記載している場合は、変更する必要がありません。

2. 運営規程、契約書及び重要事項説明書の記載について

運営規程又は契約書及び重要事項説明書(以下「運営規程等」という。)を作成する場合は、いずれも本市への変更等の届出は不要です。ただし、営業時間の変更など、変更届の添付書類に運営規程を要する届出がある場合は、新しい運営規程を添付し、届けてください。

(1) サービスの表記について

運営規程等で文中（タイトルを含む。）の表記を、予防専門型訪問サービス又は予防専門型通所サービスに対応した表記に追加・修正する必要があります。

現行の記載例	追加・修正の記載例
指定介護予防訪問介護	指定予防専門型訪問サービス
指定介護予防通所介護	指定予防専門型通所サービス
要支援者	要支援者又は事業対象者
西宮市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年西宮市条例第 16 号）	西宮市指定予防専門型訪問サービス及び指定予防専門型通所サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定予防専門型訪問サービス及び指定予防専門型通所サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱
介護予防サービス計画	介護予防サービス計画又は介護予防ケアプラン
介護予防訪問介護計画	予防専門型訪問サービス計画
介護予防通所介護計画	予防専門型通所サービス計画
介護給付費 介護給付 保険給付	第 1 号事業支給費

※ 「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」については、平成 30 年 3 月 31 日まで実施する可能性があるため、それまでは削除しないでください。

※ 記載例は一例であり、運営規程等については、本市ホームページにも雛形を掲載しておりますので、参考に適宜、追加や修正をしてください。

※ 家事援助限定型訪問サービスを実施し、一体的に作成する場合は、家事援助限定型訪問サービスについての表記を追加する必要があります。

(2) 利用料等について

予防専門型訪問サービス又は予防専門型通所サービスについては、利用料及び利用負担額は現行の介護予防訪問介護又は介護予防通所介護と変わりません。

ただし、家事援助限定型訪問サービスについては、現行の介護予防訪問介護の利用料とは異なるため、家事援助限定型訪問サービスを実施する事業者は、本市ホームページに掲載している家事援助限定型訪問サービス運営規程等の雛形や手引きを確認の上、その内容を運営規程等に記載してください。

3. 契約の締結について

現在、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護を利用している要支援者は、平成 29 年度 4 月 1 日以降、当該要支援者の要支援認定有効期間を満了し、更新後の要支援認定有効期間の開始日から予防専門型訪問サービス又は予防専門型通所サービスの利用者となります。

利用者が予防専門型訪問サービス又は予防専門型通所サービスの利用を開始する前に、

必ず当該利用者に対して、重要事項説明書の説明と交付を行い、同意を得て、予防専門型訪問サービス又は予防専門型通所サービスの利用についての契約の締結を行ってください。

※ 運営規程等については、本市ホームページに雛形を平成 28 年 12 月下旬に掲載する予定としておりますので、参考にしてください。

以上

(問い合わせ先)

西宮市 福祉のまちづくり課

居宅指定チーム

TEL:0798-35-3152

FAX:0798-34-5465